

## 第5章 解散及び合併

### 1 解散

#### (1) 解散事由（法第31条）

特定非営利活動法人は、以下の事由によって解散します。

- ①社員総会の決議（法第31条の2）
- ②定款で定めた解散事由の発生
- ③目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- ④社員の欠亡
- ⑤合併
- ⑥破産手続開始の決定（法第31条の3）
- ⑦法第43条に規定する設立認証の取消し

- ①：社員総会において、定款に特別の定めのある場合のほか、社員総数の4分の3以上の承諾をもって解散の決議をし、解散することができます。
- ②：定款に解散事由を定めることができます。定款で定めた解散事由が発生した場合、解散となります。（法第31条第1項第2号）
- ③：法人が目的とする特定非営利活動に係る事業を達成することができないことを理由とする解散（事業の成功の不能）については、青森県（権限移譲市町村にあっては、当該市町村）の認定がなければ解散することはできません。
- ④：社員が全くいなくなった場合、解散となります。
- ⑤：73 ページ「3 合併」を参照してください。
- ⑥：法人が債務を完済することができなくなったときは、裁判所は、理事若しくは債権者の請求により又は職権により破産宣告をすることになります。
- ⑦：改善命令に違反した場合や他の方法により監督の目的を達成することができないとき等は、法人の設立の認証を取り消すことがあります。

#### (2) 認定申請（法第31条第2項、第3項）

法人は、上記の解散事由「③目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能」による解散の認定を受けようとするときは、それを証明する書面として、例えば社員総会の議事録の謄本等を添えて「解散認定申請書」（第10号様式）（→資料121ページ）を、青森県（権限移譲市町村にあっては、当該市町村）に提出しなければなりません。

#### (3) 届出（法第31条第4項）

このページの解散事由の①②④又は⑥によって解散した場合には、清算人は、「解散届出書」（第11号様式）（→資料122ページ）に、解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付して、遅滞なく青森県（権限移譲市町村にあっては、当該市町村）に提出しなければなりません。

## 2 清算

### (1) 清算人（法第 31 条の 5～7）

法人が解散したときは、合併及び破産の場合を除き、理事が清算人になります。ただし、定款に定めがあるとき、又は社員総会において他の人を選任したときは、その定め又は選任による者が清算人となります。

なお、裁判所は、清算人がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、利害関係人若しくは検察官の請求により、又は職権をもって、清算人を選任することができます。また、重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人もしくは検察官の請求により、又は職権をもって、清算人を解任することができることになっています。

### (2) 清算人の職務

ア 清算中に就任した清算人は、就任後、当該清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付して「清算人就任届出書」（第 12 号様式）（→資料 123 ページ）を青森県（権限移譲市町村にあつては、当該市町村）に提出しなければなりません。（法第 31 条の 8）

イ 清算人は、現務の結了、債権の取立及び債務の弁済、残余財産の引渡を行うために必要な一切の行為をすることができます。（法第 31 条の 9）

ウ 清算人は、法人の解散後、遅滞なく公告して、債権者に対し 2 か月以上の一定期間内に債権請求の申出をする旨、催告する必要があります。ただし、その公告には、債権者が期間内に申出しないときはその債権は、清算から除斥される旨を附記しなければなりません。また、この公告は官報に掲載して行います。なお、判明している債権者には、個別にその申出を催告する必要があります。（法第 31 条の 10）

エ 清算中の法人が破産したときは、清算人は、直ちに破産宣告の請求を裁判所にして、その旨を公告する必要があります。（法第 31 条の 12）

オ 清算が結了したときは、清算人は、清算結了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付して「清算結了届出書」（第 14 号様式）（→資料 125 ページ）を青森県（権限移譲市町村にあつては、当該市町村）に提出しなければなりません。（法第 32 条の 3）

### (3) 残余財産の帰属（法第 32 条、法第 11 条第 3 項）

解散した法人の残余財産は、合併及び破産の場合を除き、青森県（権限移譲市町村にあつては、当該市町村）に対して清算結了届出書を提出した時点において、定款で定める帰属先に帰属します。

定款に規定する場合は、以下の者のうちから選ばなければなりません。

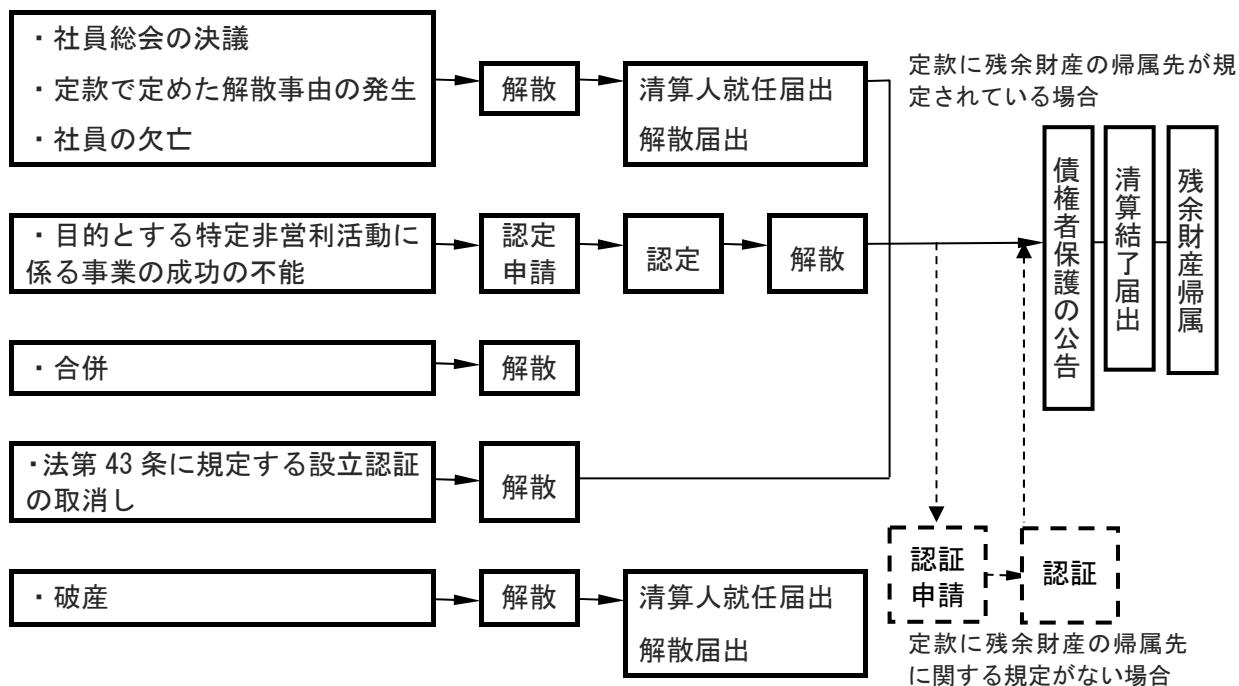
- |                |         |
|----------------|---------|
| ①他の特定非営利活動法人   | ④学校法人   |
| ②国又は地方公共団体     | ⑤社会福祉法人 |
| ③公益社団法人、公益財団法人 | ⑥更生保護法人 |

定款に残余財産の帰属先に関する規定がない場合には、清算人は、「残余財産譲渡認証申請書」（第 13 号様式）（→資料 124 ページ）により青森県（権限移譲市町村にあつては、当該市町村）に申請し、認証を得て、その財産を国又は地方公共団体に譲渡することができます。

定款に帰属先の定めがなく、かつ清算人が認証申請をしなかった場合又は認証申請したけれど

も不認証になった場合には、残余財産は国庫に帰属します。

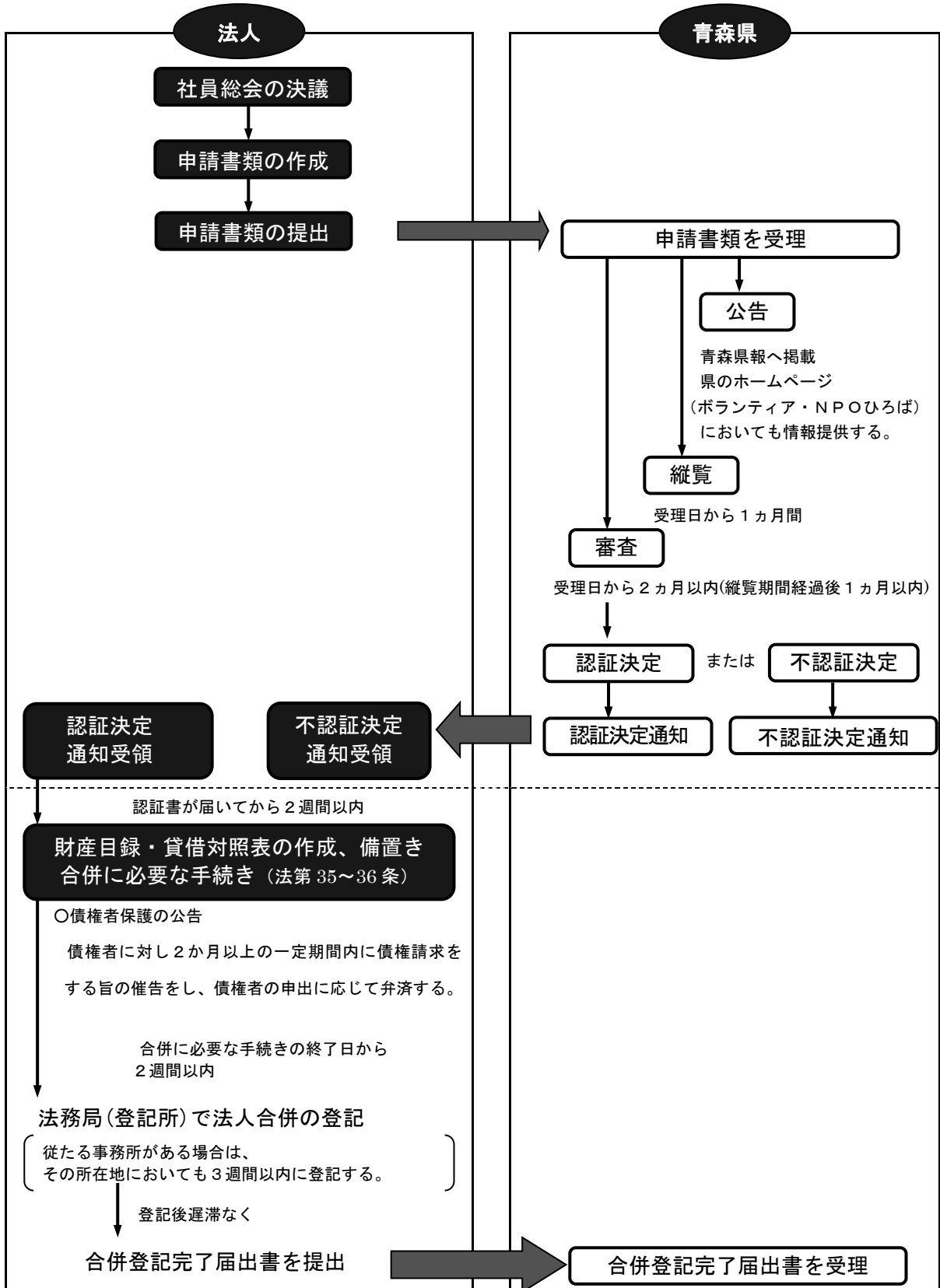
★解散及び清算に係る事務の流れ



### 3 合併

法人は、他の特定非営利活動法人と合併することができます。(法第 33 条～第 39 条)

合併するには、定款に特別の定めがない場合、社員総会において社員総数の 4 分の 3 以上の多数をもって決議しなければなりません。その後、以下のような手続きを経て、青森県（権限移譲市町村にあっては、当該市町村）の認証を受けなければ合併できません。



青森県（権限移譲市町村にあつては、当該市町村）は、法人から合併認証申請があつた場合、法人設立申請の場合と同様に、公告及び1か月間の縦覧後、原則として1か月以内に認証、不認証の決定をします。

合併の登記が完了したら、遅滞なく青森県（権限移譲市町村にあつては、当該市町村）に登記完了の届け出をしなければなりません。

合併の認証を受けた者が合併の認証のあつた日から6月経過しても登記しない場合は、合併の認証を取り消される場合があります。（法第39条第2項）

ただし、他県に新たに主たる事務所を設置する場合のように、所轄庁の変更を伴う合併の場合は、所轄庁の変更を伴う定款変更の場合（→53ページ）と同様の手続きとなります。

#### (1) 申請に必要な書類

提出書類	提出部数	記載ページ
1 合併認証申請書【第15号様式】	1部	資料42
2 合併の議決をした社員総会の議事録の謄本（書類の原本のこと） 2部作成し、1部を団体で保管するようにしましょう。	1部	※資料9・10
3 定款	2部	本編16 （定款例）
4 役員名簿 役員の名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿。 「6. 役員の名又は住所を証する書類」に記載する住所と一致させましょう。	2部	資料4
5 就任承諾書及び誓約書の謄本（書類の原本のこと） 各役員が法第20条（役員の名格事由）に該当しないこと及び法第21条（役員の名族等の排除）に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本です。 2部作成し、1部を団体で保管するようにしましょう。 住所又は居所については、「5. 役員の名又は住所を証する書類」に記載する住所と一致させましょう。	1部	資料5
6 役員の名又は住所を証する書面 (1) 日本国内に住む日本人（住民基本台帳法の適用を受ける人）は、「住民票」（コピーではなく、区市町村の長が交付した書面を提出すること。） (2) その他、海外に住む日本人や外国人は、住所又は住所を証する権限のある官公署が発給する文書 ※書面が外国語で作成されている場合、翻訳者を明らかにした翻訳文を添付※書面は提出前6か月以内に発給されたもの	1部	—
7 社員のうち10名以上の者の名簿 社員のうち10人以上の者の名（法人にあつては名称及び代表者の名）及び住所又は住所を記載した書面	1部	資料6
8 確認書 法第2条第2項第2号（宗教活動・政治活動を主目的としないこと、選挙活動を目的としないこと）及び第12条第1項第3号（暴力団等でないこと）に該当することを確認したことを示す書面	1部	※資料7
9 合併趣旨書	2部	※資料8
10 合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書	各2部	※資料11
11 合併当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書	各2部	※資料12～15

※の資料は、「設立」を「合併」に読み替えて参照してください。

## (2) 登記完了の届出等

法務局（登記所）で登記をした法人は、遅滞なく、以下の書類を青森県（権限移譲市町村にあっては、当該市町村）に提出しなければなりません。（法第 39 条第 2 項及び規則第 4 条）

提出書類	提出部数	参照ページ
1. 合併登記完了届出書【第 3 号様式】	1 部	資料 18
2. 登記事項証明書	1 部	—
3. 登記事項証明書のコピー	1 部	—
4. 合併時の財産目録	2 部	資料 19

※3～4は、閲覧書類

## (3) 法人事務所での書類の閲覧

合併したNPO法人は、以下の書類について、社員その他の利害関係人から閲覧の請求があったときは、正当な理由がある場合を除き、閲覧させなければなりません。（法第 28 条第 3 項）

閲覧書類
1. 事業報告書（合併後作成されるまでの間は事業計画書、活動予算書）
2. 財産目録（合併後作成されるまでの間は合併時の財産目録）
3. 貸借対照表
4. 活動計算書
5. 年間役員名簿
6. 前事業年度の末日における社員のうち 10 人以上の者の名簿
7. 役員名簿
8. 定款
9. 認証・登記に関する書類の写し